

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし

- 1 内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行います。
- 2 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行います。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行します。